

伊丹市PTA連合会70周年実行委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は伊丹市PTA連合会70周年実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、70周年記念式典、70周年記念誌発行、70周年記念品の選定（以下「70周年事業」という。）の円滑な運営と効果的な実施に資することを目的とする。

(組織)

第3条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。（別表）

(1) 伊丹市PTA連合会（以下「連P」という。）会長、副会長ならびに事務局員、顧問を構成員とする。

(2) その他、実行委員長が必要とする者を任命する。

2 実行委員長は、顧問をもって充てる。

(1) 副実行委員長は、実行委員長が必要とする者を任命する。

3 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

(1) 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、次に掲げる事項を実施する。

(1) 70周年事業の運営計画の策定ならびに運営に関すること。

(2) 70周年事業の予算執行に関すること。

(3) その他、目的を達成するために必要な業務に関すること。

(会議)

第5条 実行委員長は、必要に応じて実行委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、連Pの決定事項を尊重し、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 実行委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 大会終了後、連P理事会に報告すべき全ての事項について審議し、報告書を作成する。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務を処理するために、伊丹市教育委員会学事課内(伊丹市千僧1丁目1番地)伊丹市PTA連合会事務局内に事務局を置く。

(任期)

第7条 実行委員の任期は、連P理事会で事業報告並びに事業決算が承認されるまでとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(1) この規約は、令和3年9月13日から施行する。

(2) この規約は、実行委員の任期終了をもって効力を失う。